



6 文科高第 179 号

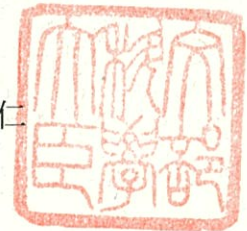
学校法人寄附行為変更認可書

学校法人 昭和女子大学

令和6年3月28日付けで申請のあった寄附行為の変更を、私立学校法第45条第1項の規定によって認可します。

令和6年5月15日

文部科学大臣 盛山 正仁



寄附行為変更の条項及び事由

この法人は、現在在職中の役員及び評議員の任期を伸長することになったので、寄附行為を次のとおり変更する。

1. 附則として次の附則を加える。

附 則

令和 年 月 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和6年7月1日から施行する。

この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日より前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。

(事由) 私学法改正に伴い、令和7年度開催の定時評議員会終結時に理事会・評議員会が新体制へと移行するまでの間、現在在職中の役員及び評議員の任期を伸長するため。

施行日を明確にするため。

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>令和 年 月 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和6年7月1日から施行する。</p> <p><u>この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員であつて、令和7年度の定時評議員会の日より前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。</u></p>	